## 佐賀県告示第百十二号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成八年佐賀県告示第百六十五

号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古

Ш

康

第六条第三号中ニをホとし、 八を二とし、 口を八とし、 イの次に次のように

加 え る。

緊急対策借換資金

別表の経営安定化貸付の項中

	資金								州	経営改善資
(ころの(に)の(に)の(に)の(に)の(に)の(は)を(は)に)の(は)に、(と)の(は)に、(と)に、(と)に、(と)に、(と)に、(と)に、(と)に、(い)に、(い)に、(い)に、(い)に、(い)に (い)に、(い)に、(い)に、(い)に、(い)に、(い)に、(い)に、(い)に、	中小企業信用保険2条第4項の規定2条第4項の規定2条第4項の規定が入市町長の認定がた中小企業者ではの安定にも確な	U	の理由に 構成が著	業の者減	してい	1 不時の災難又は急激な経済環境の変化	で放射の温	導に뵾びみ、	で、商工会議所	次に掲げる中小企業
									田	5,000万
									10年以内	運転資金
	年 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -									
			ő	シででくる	据置期 間を置	₩ ~	りる	田買買買	$\subset$	1 原則
_										

を

経営改善資 金 質 次に掲げる中小企業者で、商工会議所等の指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金 

運転資金 10年以内

2

と月還る原し賦と。 則で償す

... 以据間くがる2人内置をこで。年の期置とき

2

1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均 質となっている中小企業者

緊急対策借 換資金

生 保証申込時点において附則第5項の規定による経営改善資金(緊急対策融資)に係る借急対策融資)に係る借入金の残高がある中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の連転資金(既存債務の借換資金を含む。)

円滑化借換 資金

東 中小企業信用保険法第2条第4項の規定に第2条第4項の規定に基づへ市町長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金(既存債務の借換資金

(既存債務の借) を含む。)

ᆫ

に改める。

附 則

こ の告示は、 平成二十三年四月一日から施行する。

2

年0.71パ ーセント 以及